

明治期の少年矯正施設における舞踏遊戯の導入とその意義

立浪朋子¹⁾*

1) 新見公立大学健康科学部健康保育学科

(2023年9月20日受付、11月15日受理)

明治期に存在した川越児童保護学校では男子の懲治人を対象に教育的処遇がなされ、その一環として舞踏遊戯が実践されていたことは周知のとおりである。本研究は同時期の学校教育におけるダンスの実践と比較しつつ川越児童保護学校の舞踏遊戯の意義を検討した。舞踏遊戯は「共同一致の精神」など道徳面での効果に加え、子どもが好み、職員と子ども、さらには職員同士の「調和」にも成果が見られた。

同時期の学校教育におけるダンスとの関連では、共通点として、いずれも円舞より方舞が主であった。相違点としては、ダンスに対する道徳面からの捉え方、ダンスを学ぶ者の性別が挙げられる。学校教育ではダンスは女子を対象とし、不健全な思想を誘発する虞があるとみなし限定的な実践を行ったが、川越児童保護学校では男子を対象に舞踏遊戯を行い、子どもの道徳面への効果を見出だすなど、学校教育とは異なる視点からダンスの意義が評価されていた。

(キーワード) 少年矯正、舞踏遊戯、学校教育

1 はじめに

2008(平成20)年告示の中学校学習指導要領において、保健体育でダンスが必修化された(文部科学省,2008;文部科学省,2013b;赤堀[2020]72;中村[2013]39)。保健体育のダンスでは、身体表現を通じた仲間との豊かなコミュニケーション能力の育成が期待されており、2017(平成29)年告示の現行の学習指導要領でも同様に受け継がれている(向出[2018]77;文部科学省[2013a]4;文部科学省[2017]169)。

ダンスに対し、コミュニケーション能力の育成といった子どもの内面の発達への効果を期待する認識はいつから見られたのであろうか。先行研究では、明治初期にダンスは自発性の発達をはかる遊戯として出発し、自己表現、想像性、問題解決学習、相互のコミュニケーションなどの価値が見出されていたことが指摘されている(舞踏文化と教育研究会編[2010]20;中村[2013]39)。本稿では、明治期に存在した、法制上は監獄であった(小島[2015]74)川越児童保護学校において、不良行為の見られる子どもの教育に舞踏遊戯が活用されたことに着目していきたい。

川越児童保護学校における舞踏遊戯の導入、実践については、重松(1976)、財団法人矯正協会編(1984)、小島(2015)、末松(2022)といった先行研究によって貴重な史料が発掘され、具体的な内容が明らかにされている。同学校における「西洋舞踏」の実践は、とりわけ「教育活動として著名であり、今日でもひととき印象的に伝えられているもの」(重松[1976]417)である。だが、これら先行研

究では川越児童保護学校の生徒たちへの先駆的な教育実践全般を解明することを目的としているか、少年監獄に存在した知的障害者に着目し彼らに対する処遇の形成過程を豊富な資料に基づき詳細に明らかにした末松(2022)のように、別の視点から川越児童保護学校の実践に言及するなど、同学校の舞踏遊戯そのものを研究対象としているわけではない。そのため川越児童保護学校における舞踏遊戯導入の意義については更なる検討を要する。

一方、明治期の子どもの教育におけるダンスの導入とその実践の歴史については、山口(1968)、秋葉(1998)、松本・香山(1980;1981)、村山(2000)、名須川(2004)等による、充実した研究蓄積がある。だが、これらは幼児教育や学校教育におけるダンスの実践を考察しており、本来は監獄であった川越児童保護学校の舞踏遊戯に対する言及は見られない。だが、川越児童保護学校の舞踏遊戯の実践が学校教育での実践とどのような関連を持つかという視点からの考察も求められると考える。

そこで本研究では、これらの先行研究に学びつつ、川越児童保護学校の舞踏遊戯に着目した上で学校教育におけるダンス実践との比較を行い、不良児の教育において舞踏遊戯が導入および実践された意義を究明することを目的とする。

本稿の目的を達成するための第一の課題として川越児童保護学校で実践された舞踏遊戯の実践の経緯、目的、内容、成果等を整理する。第二の課題として、明治期に学校教育で実践されていたダンスと川越児童保護学校の舞踏

*連絡先: 立浪朋子 新見公立大学健康科学部健康保育学科 718-8585 新見市西方1263-2

遊戯の実践を比較し検討する。研究対象時期は、明治期に我が国に西欧からダンスが導入された明治初期から、学校教育において「体育史研究にとってきわめて重要な指標となっていることは容易に理解しうるところ」とされる、我が国初の「学校体操教授要目」が文部省によって公布された、1913（大正2）年頃までとする（木村[1964]47-48）。加えて、川越児童保護学校での舞踏遊戯を継承していると思われる、大正後期に見られた感化院でのダンス実践も検討対象とする。

本稿は歴史的研究であり、現在は使用されない用語も含め、用語は当時のものを用いる。なお、川越児童保護学校の舞踏遊戯は、ダンス、西洋舞踏とも称され、また学校教育におけるダンスも遊戯、行進遊戯、ダンスなど多様な用語が用いられている。本稿では便宜上、児童保護学校に関する一次史料で主に使用されている「舞踏遊戯」を用いるほか、使用する文献に基づき用語を用いるものとする。

2 川越児童保護学校における舞踏遊戯の導入と実践

(1) 川越児童保護学校とは

川越児童保護学校は、公の名称を浦和監獄川越分監と称し、法制上は学校ではなく監獄であった。1904（明治37）年、浦和監獄川越分監は門に「川越児童保護学校」の表札を掲げ、非公式に「川越児童保護学校」を名乗るようになった（小島[2015]75；末松[2022]61；川越少年刑務所[不明]10）。

倉持（2016）によれば、「日本における非行・犯罪児童の処遇に関する最初の法規」は「監獄則」（1872年太政官達第三七八号）である（倉持[2016]4）。1880（明治13）年公布の旧刑法（財団法人矯正協会[1984]5；倉持[2016]4）では、犯罪の絶対的責任無能力の上限が12歳未満となり、12歳以上16歳未満の「犯罪児童」は、個別の弁別の有無を基準とする相対的責任無能力者とされた（倉持[2016]4）。翌1881（明治14）年には1872年（明治5）年に頒布された監獄則が改正され（財団法人矯正協会[1984]6）、「懲治監」から改称された「懲治場」が誕生した（財団法人矯正協会[1984]19；倉持[2016]4）。懲治場では旧刑法で「不論罪」にあたる者（責任能力のない者）（倉持[2016]1）、および「情願懲治」すなわち不良の者の矯正のために家族からの願い出によって懲治場に入れられた者を対象とし、彼らは「懲治人」と称された（財団法人矯正協会[1984]19-21；倉持[2016]4-5）。懲治場に入る者の年齢は満8歳以上満20歳以下であった（財団法人矯正協会[1984]19）。

監獄則は1899（明治32）年に再び改正され、懲治人を8歳以上16歳未満、16歳以上20歳未満、20歳以上の者にそれぞれ分房することが定められ、「情願懲治」については廃止された（倉持[2016]4-5）。なお、1907（明治40）年に現行刑法が制定されるまで、不論罪対象者には聾啞者も含まれた（田中[2005]21）。

1903（明治36）年に監獄官制が発布されると、旧刑法上では責任能力を持たないとされた8歳以上16歳未満の懲治人、および12歳以上16歳未満の実刑を受けた幼年囚を収容する「特別幼年監」が指定された（倉持[2016]7）。特別幼年監の皮切りとなったのが、1902（明治35）年に指定された、埼玉県監獄署川越支署であった（倉持[2016]7）。1903（明治36）年に同支所は浦和監獄川越分監と改称された（財団法人[1984]49）。だが同年、浦和監獄川越分監を懲治場とする議が起こり、その後、幼年囚は移動させ、同分監は純然たる懲治場となり、もっぱら懲治人のみを収容するようになった（財団法人[1984]49；小島[2015]75）。

1881（明治14）年の監獄則では懲治人に懲治場の教場で読書、習字、算術、図画等を学ばせることを定めており（財団法人[1984]21）、「このように懲治人に対する教育規定を定めたことは我が国監獄教育史上で初めてのことであった」（財団法人矯正協会[1984]21）と評価されている。守屋（1977）、倉持（2016）は、監獄の中で、収容されている子どもへの教育的処遇が先駆的に実践されていたことを明らかにしている。なかでも川越児童保護学校は、教科教育、実業教育、さらには「遊戯」、「遠足」を取り入れるなど（小島[2015]74）、「当時の監獄では類を見ない画期的なものであった」（小島[2015]74）。末松（2022）も、川越児童保護学校の実践について「子どもは本来保護すべき存在であり、教育をもって心身の発育を促すという目的において、懲治場に代わる学校を建設するという思想信条がみてとれる」と指摘している（末松[2022]61）。

(2) 川越児童保護学校における舞踏遊戯の導入と実践

川越児童保護学校が「遊戯」を導入したきっかけは、当初はより規律を重視した訓練を行ったところ成功したことによる（小島[2015]80）。当時の浦和監獄典獄であり川越児童保護学校の設立および教育実践において中心的な役割を果たした早崎春香（1861-1924）（小島[2015]75-76）は、川越児童保護学校の子どもは「不規律な子供だから規律の訓練が大切でございませう」と考え、「陸軍下士」の出身者を教師にして体操を始めた。ところが子どもに集合をかけても子どもは頭痛がする、腹が痛いと言う、さらに職員靴を隠す、帽子を破る、といった事態になった（早崎[1909]137；小島[2015]80）。そのような時、早崎は「児童期は遊戯時代」と知るに至る。「先づは遊戯から初めたらよからう」と考え、体操のほかに遊戯を加えた。まずは鬼ごっこを始め、ベースボールにも取り組むが、子どもが「個人的競争心は発育しすぎ」ているために喧嘩となってしまうという問題が生じた（早崎[1909]138-139）。

次に唱歌遊戯に取り組むが、川越児童保護学校の子どもは年齢が「小学校よりは長けて」おり、年齢の高い彼らは唱歌遊戯では満足しなかった。そこで舞踏遊戯を導入したところ、成果を得るに至ったのである。（早崎[1909]139）。舞踏遊戯が成果を認められたのは、「礼に始まつて礼に

終わると申すやうな仕組」であり、一人だけが我儘を働くというわけにはいかず、「礼儀作法に慣はせますと同時に共同の感念を養はせますために多大の効果」が認められたためである。加えて、子どもも舞踏遊戯を好み、職員と子どもが共に遊び両者の関係も円満になるという効果もみられた。さらに、多方面から集まった職員同士の「調和」にも役立った。こうして舞踏遊戯は「事業の生命」と位置付けられるようになった（早崎[1909]139-140）。さらに舞踏遊戯には「共同一致の精神を養ふは勿論、其身体の姿勢を正しくし且つ優美ならしむると共に親切、辞讓、信義の美德を養ふにあり」と、精神面の美德や姿勢の矯正、優美さを養う効果があった（石黒[1928]75）。

このように、子どもが楽しみ、礼儀作法や「共同の感念」といった「調和」に効果のある活動を検討したところ、舞踏遊戯はこれらの要件を満たしただけでなく、姿勢の良さや優美さ、さらには職員同士の人間関係にも良い影響を与えたといい成果がみられたのである。

早崎は明治末期に川越児童保護学校を辞し、後に兵庫県の感化院である土山学園で感化院長となったが、土山学園でもダンスが実践されていた。大正後期、土山学園の教師はダンスの長所について次のように述べている。他の競争を伴う遊戯と異なり、勝つために不正を行う、負けて残念がる、といったことがダンスの場合はない。多人数でも少数でもできる、老若男女を問わずできるため、男ばかり、大人ばかりということにならず、学園全体で遊ぶことができるのはダンス以外ではない、さらに楽器に合わせて優美な情操を養うことができる、動作を優雅になすことができる、職員と親しく手をつなぐため、子どもと職員が相互に温かさを感じることができる、職員同士の融和にも効果的である等である（渡邊[1923]86-87）。

さらに課題としては、ダンスは日本の風俗習慣に合わない感じを受けるため最初は異様に感じるが、違和感がある部分は適宜取捨すれば良いこと、難しい場合も繰り返すうちに自然に覚えられると述べられている。大正後期の土山学園では一週間に2時間、水曜日の午前1時間と土曜日の午前1時間をダンスの時間にあてており、子どもが演奏するオルガンに合わせて職員も加え121名の者がダンスによって楽しく遊んでいると述べ、ダンスは積極的に継続されていた（渡邊[1923]87-88）。

舞踏遊戯の指導者については、「東京府立の女子尋常師範の佐藤先生から教へて頂きまして」とある（早崎[1909]139）。これは1902（明治35）年の『明治三十五年十二月調東京府学事関係職員録』で東京府第二高等女学校の助教諭として（東京府教育会[1903]20）、1903（明治36）年の『職員録（乙）』の東京府欄に女子師範学校の教諭として（内閣官報局[1903]23）記載されている「佐藤喜志太」のことであると考えられる。また1903（明治36）年の『東京府女子師範学校東京府立第二高等女学校一覽』では体操

科教員免許を持つ体操の受け持つ教諭として佐藤喜志太の名前がある（東京女子師範学校編[1903]104）。1905（明治38）年の川越児童保護学校の『保護児童ノ研究』でも「此道ニ堪能ナル佐藤喜志太氏（東京府女子尋常師範学校教諭）」を招聘したと記載されている（川越児童保護学校[1905]8）。早崎は「佐藤先生」について「如何にも教授が親切」と評し、「常に佐藤先生に感謝する所でございます」と謝意を示した（早崎[1909]139-140）。

当時川越児童保護学校を見学した者が、昭和期に入ってから当時の驚きを記述している。川越児童保護学校の「御自慢」である舞踏は、「アメリカ帰りの女学校の先生が学んで来て自分の女学校の生徒に踊らして居ると云ふので其先生に頼んで手振りを付けてもらつたとのことである」とある（坪井[1937]81）。「其先生」とは佐藤のことであろうが、彼が「アメリカ帰り」であるとの史料は確認できていない。また、川越児童保護学校の子どもは男子のみであったが（小島[2015]76）、明治期において学校教育ではダンスは女子が行うものとされていた。そのため「女学生徒の遊戯を男性、しかも不良少年の感化教育に施して」いることに「諒解に苦しむ」と、批判的な目が向けられていた（坪井[1937]81）。

川越児童保護学校で実践された舞踏は次のようなものであった。「舞踏行進、対向行進、バンドダンス、一、二法、コントラダンス、サークルノー、シングルサンサーズ。」このほか高等科における舞踏として、「コロチン、カレドニアン、転回行進、ブレインサークル、フェボリットサークル、ダブルランサーズ、マジョルカ、マーチポルカ、セーキングポルカ」が挙げられている（石黒[1928]74-75）。カドリールも踊られていた（川越児童保護学校[1906]21）。ただし、採用された舞踏は方舞が主であり、円舞その他は従であった（児童自治会[1933]766）。

舞踏遊戯の取り組みについては、昭和に入ってから「西洋音楽と舞踏との採用は当時最も新しい試みでありました」、「明治三十九年の春、その公園の芝生で先生と生徒が一所に、無心に舞う櫻の花びらと共にカレドニアンやコチロンに興ずる遠足の一団がありました」と述懐されている（児童自治会[1933]766）。

早崎は、1909（明治42）年に鹿児島監獄へ転勤となるも辞退し（小島[2015]87）、退職した。早崎の退職とほぼ同時期の1908（明治41）年に、現行刑法および監獄法が施行され、それに伴い懲治場が廃止となった。1910（明治43）年には川越分監での懲治人の収容が廃止された（小島[2015]87）。この時期に川越児童保護学校の名称も使用されなくなったと小島（2015）は分析している（小島[2015]87）。

前述のように、早崎はその後、兵庫県の感化院である土山学園で感化院長として勤務し、土山学園でもダンスが実践された。なお、ダンスではなく遊戯と呼ばれていた（渡邊[1923]84）。同学園教諭の渡邊は、その理由としてダンス

と呼ぶと西洋の舞踏を連想し、男女相擁して飛び跳ねる、日本人には異様な、風俗を乱す印象を与えること、遊戯といえば、「良い気持ち」をあたえることから、早崎が考慮したのではないかと推察している(渡邊[1923]84)。早崎が見出した不良児への舞踏遊戯の意義は、女子の遊戯とされていたことや風俗を乱すといった批判に対応しつつ、大正後期まで認められ受け継がれたのである。

3 川越児童保護学校の舞踏遊戯と学校教育との比較

川越児童保護学校が舞踏遊戯を導入した頃、学校教育においてもダンスは実践されていた。川越児童保護学校および同時期の学校教育のダンスの共通点としては、いずれも円舞よりも方舞が主であったことが挙げられる。川越児童保護学校の舞踏遊戯が方舞を主としていた理由は不明であるが、学校教育におけるダンスの扱いとの関連が推測できよう。相違点としては、ダンスに対する道徳面からの捉え方、ダンスを学ぶ者の性別が挙げられる。

村上(2000)によれば、方舞とは4組が方形に位置して踊る舞踏と、対向に位置して踊る対舞からなる。方舞としては、カドリール、ランサーズ、カレドニアンなどが我が国に紹介されており(村上[2000]91-93)、川越児童保護学校でも踊られていた。

円舞とは、カップルが向き合ったポジションに組んで円周上を進みながら踊る舞踏である(村上[2000]93)。川越児童保護学校ではポルカ、マジョルカ等が踊られていた。

川越児童保護学校では方舞が主であったが、学校教育でのダンスも同様であった。村上(2000)によれば、学校で円舞が教えられたのは明治30年代の一時期に過ぎなかった(村上[2000]99)。木村(1964)によれば、それまでの「普通体操」、「兵式体操」が行詰っていた明治30年代半ばに井口阿くり(1870~1931)らによってスウェーデン体操が紹介されたことから体育界に動揺が生じた。そこで設けられたのが「体操遊戯取調委員会」であり、1905(明治38)年に「体操遊戯取調報告」が提出された(木村[1964]62)。同報告では舞踏を運動遊戯に用いる時はその選択に注意すべきであること、特に円舞の類は学校において課すべきでないことが記され、方舞は採用するも円舞は採用されなかった。同報告の解説においても、禁止すべきものとして、「不健全ナル思想を誘発スル虞アルモノ」として盆踊り、または円舞を挙げていた(村上[2000]99;井口他[1906]355-356)。

村上(2000)は、円舞と方舞の基本的な違いは、方舞はカップルの男女が横ならびのポジションで踊り、円舞はカップルの男女が向き合うポジションで手をとって踊ることであると述べている(村上[2000]100)。学校教育で円舞を禁止した理由として村上は、儒教の教えを生活の規範としていた明治30年代の日本人にとって円舞を受け入れる

ことはできず、円舞は風紀の乱れをまねくことを危惧したと分析している(村上[2000]100)。

川越児童保護学校で舞踏遊戯を教えた佐藤は女子の学校で教えていたため、上記の流れから勤務先の女子師範学校でも方舞を教え、川越児童保護学校でも方舞を主としたのではないかと推測される。

1913(大正2)年には文部省が我が国初の学校体操教授要目をまとめた。ここでは遊戯は「競争ヲ主トスル遊戯」、「発表的動作ヲ主トスル遊戯」、「行進ヲ主トスル遊戯」と大別された(村上[2000]111)。この時「体操遊戯取調報告」にはあった「方舞の類」は除外された。学校体操教授要目をまとめた永井道明は、舞踏については大々的に制限を加える方針を採ったと述べている(村上[2000]111;永井[1914]162-163)。永井は欧米の舞踏は鹿鳴館で用いて失敗した、高等女学校で用いて教育的に失敗したと指摘し、舞踏の採用に消極的であった(村上[2000]112;永井[1914]166-167)。学校体操教授要目の「行進ヲ主トスル遊戯」は、坪井玄道が研究、実践した、方舞を含まない行進法、を継承し、坪井の行進法は学校のダンス指導の出発点となった(村上[2000]114-116)。

このように、この時期の学校教育では円舞も方舞も採用されなくなる動きが見られた一方で、川越児童保護学校では方舞を主として舞踏遊戯が積極的に継続された。だが、学校体操教授要目が作成される前に川越児童保護学校の歴史が終焉しているため、単純には比較できない。ただし、早崎がダンス実践を継続した土山学園では大正12年頃においても方舞、円舞共に踊られていた。大正2(1913)年の学校体操教授要目以降、同要目も改正されていくなかで、方舞、円舞が学校教育でカリキュラム上および実際の学校でどのように扱われたかは先行研究の整理も含めて今後の課題としたい。その上で、懲治場が廃止された後、不良児が教育・保護された感化院でダンス実践がどう変遷したかについて、学校教育における変遷と比較しつつ検討する必要があると考える。

このように、学校教育では不健全な思想を誘発するとして敬遠された円舞も川越児童保護学校では排除されることはなく、方舞も問題とされなかった。むしろこれらの舞踏遊戯は礼儀作法や「調和」の育成に効果があり、職員と子ども、さらには職員同士の融和にも効果的であると考えられていた。早崎はダンスを不健全とみなす思想への認識もあったが、こうした批判への対策も試みていた。すなわち、早崎は学校教育における体育の指導者とは異なる視点からダンスの意義を評価していたと言える。

学校教育と川越児童保護学校とのダンス実践を比較した際に、対象となる子どもの性別も相違点として挙げることができる。秋葉(1998)は、舞踏は女子のやるものという考えが一般的通念として受けとめられ、その考えを変えすることは容易ではなかったと述べる(秋葉[1998]89)。明治

30年代初期には学校で舞踏を女子の遊戯として行うようになった(村上[2000]15)。

男子のみが学んでいた川越児童保護学校で舞踏遊戯が実践されているのを見て批判的な意見が見られたことは前述のとおりである。だが、川越児童保護学校では、男子を対象に舞踏遊戯を実践することに積極的であった。川越児童保護学校の体操教師であった吉野賢司は、舞踏遊戯の姿勢矯正への効果のほか「共同一致ノ精神を養フ」、「礼儀作法上」の利益などを主張している。さらに来観者の中には「女子的ナリトノ評ヲ下ス者アル」ことに対し、「未だ眞味ヲ知ラザル」者の言であること、舞踏遊戯の「興味ヲ知ラザルモノナルベシ」と来観者の無理解を批判した(川越児童保護学校[1906]102)。

4 おわりに

川越児童保護学校は明治30年代半ばから明治40年代初頭頃まで存在した男子のみの学校であるが、懲治人と呼ばれる子どもが収容されており、法制上は監獄であった。その指導の中心であった早崎春香により川越児童保護学校では監獄としてではなく学校として教育的処遇が行われ、その一環として舞踏遊戯が導入された。舞踏遊戯は子どもが好み、礼儀作法や「共同一致の精神」を養い、職員と子どもが共に遊び両者の関係も円満になるという効果もみられた。さらに、多方面から集まった職員同士の「調和」にも役立った。こうして舞踏遊戯は「事業の生命」と位置付けられるようになった。

同時期に学校教育においてもダンスが実施されていたが、川越児童保護学校および学校教育のダンスの共通点として、いずれも円舞よりも方舞が主であったことが挙げられる。相違点としては、ダンスに対する道德面からの捉え方、ダンスを学ぶ者の性別が挙げられる。

学校教育ではダンスに対し不健全な思想を誘発する虞があるとみなし限定的な実践を行っていた。一方で早崎は、舞踏遊戯に子どもの道德面への効果を見出しており、学校教育の体育の指導者とは異なる視点からダンスの意義を評価した。学校教育におけるダンスの歴史だけでは究明できない我が国におけるダンスの教育的意義の認識について、川越児童保護学校の舞踏遊戯から究明できると言えよう。

今後は、前述したように1913(大正2)年の学校体操教授要目以降、同要目も改正されていくなかで、方舞、円舞が学校教育でカリキュラム上および実際の実践でどのように扱われたかについて、またその際にダンスの教育的・道德的意義への認識がどのように変遷したかについて、検討することを課題としたい。その上で、懲治場が廃止された後、不良児が教育・保護された感化院でダンス実践がどう変遷したかについても、学校教育での変遷と比較しつつ検

討する必要があると考える。

併せて、川越児童保護学校での舞踏遊戯の実践に大きな影響を与えたと考えられる佐藤喜志太の思想を明らかにすることも必要である。当時、学校教育では舞踏は女子のためのものであったが、学校教育の一員であった佐藤が川越児童保護学校では舞踏を男子への教育に用いたのはなぜであろうか。以上、今後の課題としたい。

付記

本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業(課題番号:22K02787)の研究成果の一部である。

文献

- 1) 赤堀達也:保育現場で求められる幼児体育に関する考察～リズム体操に着目して～. 旭川大学短期大学部紀要, 50, 71-78, 2020.
- 2) 秋葉尋子:現代舞踊教育学—舞踊の世紀. 大空社, 1998.
- 3) 舞踊文化と教育研究会編:松本千代栄撰修第2期—研究編3 舞踊教育史・比較舞踊学領域. 明治図書出版, 2010.
- 4) 児童自治会:ひとり子の園. 児童自治会, 1933.
- 5) 早崎春香:少年犯罪者の訓育. 感化救済事業講演集上. 内務省地方局, 114-154, 1909.
- 6) 川越児童保護学校:保護児童ノ研究. 川越児童保護学校, 1905.
- 7) 川越児童保護学校:保護児童ノ研究第二回報告. 川越児童保護学校, 1906.
- 8) 木村吉次:学校体操教授要目(大正2年)の制定過程に関する一考察. 中京体育学論叢, 6(1), 47-119, 1964.
- 9) 小島富美子:川越児童保護学校における教育. 江戸川学園人間科学研究紀要. 31, 74-92, 2015.
- 10) 倉持史朗:監獄のなかの子どもたち—児童福祉社としての特別幼年監、感化教育、そして「携帯乳児」. 六花出版, 2016.
- 11) 松本千代栄・香山知子:外来舞踊の導入と舞踏的遊戯の生成過程—明治期における舞踏の史的考察—. 舞踊学, 1980(3), 5-8, 1980.
- 12) 松本千代栄・香山知子:明治期の舞踏的遊戯—その精神と技術の様相—. 舞踊学, 1981(4), 1-9, 1981.
- 13) 文部科学省:中学校学習指導要領, 2008. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/_icsFiles/afieldfile/2010/12/16/121504.pdf(最終閲覧日:2023年9月19日)
- 14) 文部科学省:学校体育実技指導資料第9章表現運動系及びダンス指導の手引, 2013a. <https://www.mext.go.jp>

- jp/component/a_menu/sports/detail/___icsFiles/afieldfile/2013/10/30/1336655_01.pdf (最終閲覧日：2023年9月19日)
- 15) 文部科学省：武道・ダンス必修化, 2013b.
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1330882.htm (最終閲覧日：2023年9月19日)
 - 16) 文部科学省；中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編, 2017.
https://www.mext.go.jp/content/20210113-mxt_kyoiku01-100002608_1.pdf (最終閲覧日：2023年9月19日)
 - 17) 守屋克彦：少年の非行と教育—少年法制の歴史と現状. 勁草書房, 1977.
 - 18) 向出章子：ダンス授業による大学生のコミュニケーション力の変化の検討. 武庫川女子大学
 - 19) 学校教育センター年報, 3, 77-85, 2018.
 - 20) 内閣官報局：職員録（乙）. 印刷局, 1903
 - 21) 中村恭子：日本のダンス教育の変遷と中学校における男女必修化の課題. スポーツ社会学研究, 21(1), 37-51, 2013.
 - 22) 名須川知子：唱歌遊戯作品における身体表現の変遷. 風間書房, 2004.
 - 23) 重松一義：少年懲戒教育史. 第一法規出版, 1976.
 - 24) 石黒信彦：少年犯罪に就て. 司法調査課, 1928.
<https://dl.ndl.go.jp/ja/pid/1907411> (最終閲覧日：2023年9月19日)
 - 25) 末松恵：少年行刑の歴史からみる知的障害者福祉の萌芽. 大空社, 2022.
 - 26) 田中重紀子：近代日本の未成年者処遇制度—感化法が目指したもの. 大阪大学出版会, 2005.
 - 27) 東京府女子師範学校編：東京府女子師範学校東京府立第二高等女学校一覽. 東京府女子師範学校, 1903.
<https://archive.library.metro.tokyo.lg.jp/da/detail?tilcod=0000000009-00006214> (最終閲覧日：2023年9月19日)
 - 28) 東京府教育会：明治三十五年十二月調東京府学事関係職員録. 東京府教育会, 1903.
 - 29) 坪井直彦：刑務協会五十周年を迎へ其前半世の回顧（完）. 刑政, 73-84, 1937.
 - 30) 渡邊耕治：我学園のダンス. 感化教育, 2, 84-88, 1923. (復刻版『感化教育』第三卷, 湘南堂書店, 1985.)
 - 31) 山口わか：日本に於ける舞踊の歴史について. 長崎大学教養部紀要. 人文科学, 8, 166-180, 1968.
 - 32) 財団法人矯正協会：少年矯正の近代的展開. 財団法人矯正協会, 1984.
 - 33) 井口あくり他：体育之理論及實際, 国光社, 1906.
 - 34) 永井道明：学校体操教授要目の精神乃其実施上の注意. 教育新潮研究会, 1914.
 - 35) 川越少年刑務所：沿革誌, 不明.